

令和 7 年 4 月 10 日

市政記者クラブ 様

中川区役所区政部総務課
担当：早川（電話 363-4305）

中川区役所における文書の配付誤りについて

中川区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発覚日
令和 7 年 4 月 8 日（火）
- 2 発生場所
中川区八熊学区内（中川区尾頭橋四丁目付近）
- 3 事実の概要
令和 7 年 3 月 25 日、通達員が A さんに配付すべき「生活保護費等支払通知書」及び「保護変更決定通知書」（以下「通知書」という）を、B さん宅に配付しました。
令和 7 年 4 月 8 日、B さんが通知書を区役所に持参し、誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、保護変更決定年月日及び理由、保護の種類及び程度、支給額
- 5 対応
 - ・ B さんにはその場で謝罪するとともに、通知書を回収しました。
 - ・ A さんは電話がつながらず、ご自宅に訪問しましたが不在であったため、通知書については投函しました。引き続き訪問し、謝罪する予定です。
- 6 原因
A さん宅と B さん宅は同じ集合住宅であり、投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報の重要性を改めて周知するとともに、事前準備の段階で配付物の住所、氏名を地図にて確実に確認し、配付時も必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。